

(様式1)

京 輝 第 831 号

令和4年2月24日

文部科学大臣 殿

京田辺市長 上村 崇



義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

京田辺市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和3年度（1年間）

(担当)

京田辺市輝くこども未来室 田原

住所：京都府京田辺市田辺80

電話：0774-64-1350

E-mail：a-tahara@city.kyotanabe.lg.jp

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

京田辺市立薪幼稚園について、建築後40年以上経過した園舎の劣化対策やライフラインの更新などの長寿命化改修を行う。
また、京田辺市立大住幼稚園について、構造上危険な状態にある園舎(耐力度点数4,061点)及び老朽化により教育を行うのに著しく不適当な園舎を改築し、新たに幼保連携型認定こども園として整備する。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

幼稚園ニーズが減少する一方で、保育所の入所希望者が増加する中、京田辺市立大住幼稚園を市北部地域の拠点となる幼保連携型認定こども園として整備し、多様化する教育・保育ニーズや義務教育への円滑な接続などといった課題に対応する。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		9 校
中学校		3 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		8 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	9 箇所
	共同調理場	0 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	9 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	3 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年7月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の初年度に、目標の達成状況を評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果は市のホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]